

1. 地区概要

- 事業名／八代都市計画事業八千把地区土地区画整理事業
- 施行者／八代市
- 所在地／熊本県八代市古閑中町
- 事業面積／44ha
- 都市計画道路及び区画道路／幅員22～4m

2. 販売保留地一覧

| No. | 保留地番号 | 街区番号 | 土地面積 | 販売価格 | 販売方法 |
|--------------|------------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 1 | 保69-1 | 69 | 233㎡(約70坪) | 6,441,000円 | 随時販売 |
| 2 | 保69-2 | 69 | 233㎡(約70坪) | 6,441,000円 | 随時販売 |
| 3 | 保69-3 | 69 | 254㎡(約76坪) | 7,267,000円 | 随時販売 |
| 4 | 保69-4 | 69 | 233㎡(約70坪) | 6,489,000円 | 随時販売 |
| 5 | 保69-5 | 69 | 233㎡(約70坪) | 6,489,000円 | 随時販売 |
| 6 | 保69-6 | 69 | 244㎡(約73坪) | 6,787,000円 | 随時販売 |
| 都市計画区域 | | 未線引きの都市計画区域 | | 建ぺい率 | 60% |
| 用途区域 | | 第二種中高層住居専用地域 | | 容積率 | 200% |

※電力などの供給のため、敷地内に電柱が必要となる場合があります。

3. 申し込み資格

個人または法人を問わず申し込むことができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申し込みできません。

- ①未成年者
- ②成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者
- ③市税を滞納している者
- ④その他施行者が不相当と認めた者

4. 申し込み方法

別紙「保留地買受申出書」・「抽選参加申込書」に必要事項を記入押印（認印可）のうえ、必要書類を添えて、八千把地区土地区画整理事務所窓口へ申し込みください。

※同一週内に申し込みが重複した場合は、抽選となります。

- (1) 受付期間 随時受付(土日・祝日・年末年始を除く)
受付時間：午前8時30分から午後5時まで

(2) 必要書類

個人の場合

- ① 身分証明書(成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証明する書類で、本籍地のある市町村長又はその他官公庁の長が発行するもの)
- ② 住民票抄本
- ③ 完納証明書

法人の場合

- ① 全部事項証明書
- ② 完納証明書

5. 契約の流れについて

- ① 申込書類提出後、買受資格の審査を行い、適当と認めたときは「保留地売却決定通知書」を送付します。
※抽選になる場合は、別途通知します。
- ② 決定通知日より30日以内に八代市が発行する納入通知書により契約保証金を納入してください。なお、契約保証金は、契約金額の10分の1以上です。(※全額支払うこともできます。)
- ③ 契約保証金納入確認後、売買契約の締結となります。なお、契約書に添付する収入印紙(印紙税)は買受者の負担となります。(※印紙税額は7. 保留地の取得により必要となる税金/その他経費に記載しています。)
- ④ 全額を支払われてない場合、残金を契約締結日より60日以内に八代市が発行する納入通知書により納入してください。
- ⑤ 全額納入確認後、契約者へ土地を引き渡します。引き渡し後に八代市へ保留地の「受領書」を提出してください。
- ⑥ 保留地売買手続きが完了となり、使用収益を開始することができます。

6. その他事項

- ① 現地説明会は行いませんので、事前に保留地物件調書等により、現地を確認してください。
- ② 物件は現状渡しとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 電力等供給のため敷地内に電柱が必要となる場合があります。
- ④ 保留地の所有権移転登記は換地処分後に行います。登記に要する登録免許税は買受者の負担となります。
- ⑤ 八千把地区土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第34条の規定により所有権移転登記が完了するまでの間は、権利移転が禁止されています。
- ⑥ 土地区画整理法第76条の規定により、換地処分までの間に土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等又は移動の容易でない物件の設置等を行おうとするときは、八代市長の許可を受ける必要があります。

7. 保留地の取得により必要となる税金/その他経費

〔印紙税〕(国税)

土地売買契約をする方が、契約書に収入印紙を添付することで納める税金です。

| 契約金額(売買代金) | | 印紙税額 |
|------------|-----------|------|
| 100万円超 | 500万円以下 | 1千円 |
| 500万円超 | 1,000万円以下 | 5千円 |
| 1,000万円超 | 5,000万円以下 | 1万円 |
| 5,000万円超 | 1億円以下 | 3万円 |

※「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、契約書に記載された契約金額に応じて軽減されています。

〔登録免許税〕(国税)

土地や建物の所有権を登記する方が納める税金です。税額は、取得した土地の価格(固定資産税評価額)に税率をかけた額です。実際の所有権移転の登記は換地処分後に行います。登記に要する登録免許税は買受者の負担となります。

〔固定資産税〕(市町村税) 八代市資産税課 TEL: 0965-33-4108

毎年1月1日現在、土地や家屋を所有している方が市町村に収める税金です。八代市の税額は、固定資産課税台帳に登録された価格(課税標準額)の1.6%です。

〔不動産取得税〕(県税)

土地や家屋を取得した方が、土地や家屋が所在する都道府県に納める税金です。税額等については県南広域本部課税課へお問い合わせください。

TEL: 0965-33-3180

〔上水道〕

上水道工事費用や検査手数料など上水道に関することは八代市水道局へお問い合わせください。

TEL: 0965-33-1868

〔公共下水道〕(汚水)

受益者負担金: 1㎡あたり245円の受益者負担金が必要になります。

使用料金: 使用料金については全て個人負担となります。

下水道に関することは八代市下水道総務課へお問い合わせください。

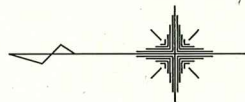
TEL: 0965-33-4147

【お問合せ・申し込み先】〒866-0898 八代市古閑中町1230番地

八代市役所 建設部 都市整備課 八千把地区土地区画整理事務所

TEL 0965-30-0822 担当: 濱田・南畑

69街区 保留地位位置図



69

保69-1

保69-2

~~保69-3~~

~~保69-4~~

~~保69-5~~

保69-6

| No. | 街区 番号 | 保留地 番号 | 販売価格 | 面積 | 坪数 |
|--------------|---------------|------------------|-----------------------|-----------------|----------------|
| 1 | 69 | 保69-1 | 6,441,000円 | 233㎡ | 70坪 |
| 2 | 69 | 保69-2 | 6,441,000円 | 233㎡ | 70坪 |
| 3 | 69 | 保69-3 | 7,267,000円 | 254㎡ | 76坪 |
| 4 | 69 | 保69-4 | 6,489,000円 | 233㎡ | 70坪 |
| 5 | 69 | 保69-5 | 6,489,000円 | 233㎡ | 70坪 |
| 6 | 69 | 保69-6 | 6,787,000円 | 244㎡ | 73坪 |